明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

項、第三十四項、第三十八項若しくは第四十一項、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二号。以下「平成二十九年地方税法等改正法」という。）附則第十七条第十一項、地方税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三号。以下「平成三十年地方税法等改正法」という。）附則第二十条第二項、第三項、第五項若しくは第六項又は地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号。以下「令和二年地方税法等改正法」という。）附則第十四条第八項、第十四項若しくは第十七項に規定するものにあつては、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に、平成三十年地方税法等改正法附則第二十条第二項（平成三十年地方税法等改正法第一条の規定による改正前の地方税法（以下「平成三十年改正前地方税法」という。）附則第十五条第二項第一号に係るものに限る。）に係るものにあつては三分の一、地方税法第三百四十九条の三第二十七項から第二十九項まで並びに附則第十五条第二項第一号、第十九項ただし書、第二十六項、第二十八項第二号、第三十項第三号及び第三十八項、平成三十年地方税法等改正法附則第二十条第二項（平成三十年改正前地方税法附則第十五条第二項第二号及び第三号に係るものに限る。）、第五項及び第六項（平成三十年改正前地方税法附則第十五条第三十二項第二号に係るものに限る。）並びに令和二年地方税法等改正法附則第十四条第八項（令和二年地方税法等改正法第一条の規定による改正前の地方税法（以下「令和二年改正前地方税法」という。）附則第十五条第二項第一号及び第二号に係るものに限る。）に係るものにあつては二分の一、地方税法附則第十五条第二項第五号、第八項及び第三十項第二号、平成二十九年地方税法等改正法附則第十七条第十一項並びに平成三十年地方税法等改正法附則第二十条第二項（平成三十年改正前地方税法附則第十五条第二項第七号に係るものに限る。）に係るものにあつては四分の三、地方税法附則第十五条第二十八項第一号、第三十項第一号及び第三十四項、平成三十年地方税法等改正法附則第二十条第三項及び第六項（平成三十年改正前地方税法附則第十五条第三十二項第一号に係るものに限る。）並びに令和二年地方税法等改正法附則第十四条第十四項（令和二年改正前地方税法附則第十五条第三十三項第一号ハに係るものに限る。）に係るものにあつては三分の二、地方税法附則第十五条第十九項本文に係るものにあつては五分の四、地方税法附則第十五条第四十一項に係るものにあつては法律の範囲内において各市町村が条例で定める割合をそれぞれ乗じて得た額とする。以下この条において同じ。）のうち同法第三百八十九条の規定により、総務大臣又は都道府県知事が評価し、価格等を決定するものに係る額にそれぞれ〇・〇一〇五を乗じて得た額

［二～四　略］

（特別法人事業譲与税の基準税額の算定方法）

第二十八条の三　特別法人事業譲与税の基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

$A < 0$ のとき　$(B \times 15.82205464 + B \times 1.41204678) \times 0.75$

$A \geqq 0$ のとき　$(B \times 15.82205464 - B \times 15.82205464 \times 0.75) \times 0.75$（ただし、$B \times 15.82205464 \times 0.75 - (B \times 15.82205464 \times 0.75 + C - D) \geqq 0$ のときは、$B \times 15.82205464 \times 0.75$ はB×15.82205464×0.75＋C－Dとする。）

算定の過程に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

第三十三項、第三十八項、第四十項、第四十四項若しくは第四十七項、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二号。以下「平成二十九年地方税法等改正法」という。）附則第十七条第十一項又は地方税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三号。以下「平成三十年地方税法等改正法」という。）附則第二十条第二項、第三項、第五項若しくは第六項に規定するものにあつては、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に、平成三十年地方税法等改正法附則第二十条第二項（同法第一条の規定による改正前の地方税法（以下「平成三十年改正前地方税法」という。）附則第十五条第二項第一号及び第二号に係るものに限る。）に係るものにあつては二分の一、地方税法附則第十五条第二項第六号、第八項及び第三十三項第二号、平成二十九年地方税法等改正法附則第十七条第十一項並びに平成三十年地方税法等改正法附則第二十条第二項（平成三十年改正前地方税法附則第十五条第二項第七号に係るものに限る。）に係るものにあつては四分の三、地方税法附則第十五条第三十一項第一号、第三十三項第一号及び第三十八項並びに平成三十年地方税法等改正法附則第二十条第三項及び第六項（平成三十年改正前地方税法附則第十五条第十九項本文に係るものに限る。）に係るものにあつては三分の二、地方税法附則第十五条第四十項に係るものにあつては五分の四、同条第四十七項に係るものにあつては法律の範囲内において各市町村が条例で定める割合をそれぞれ乗じて得た額とする。以下この条において同じ。）のうち同法第三百八十九条の規定により、総務大臣又は都道府県知事が評価し、価格等を決定するものに係る額にそれぞれ〇・〇一〇五を乗じて得た額

［二～四　同上］

［新設］